

○パート従業員の資格取得

パート従業員が資格取得する場合は、一般の従業員の4分の3以上の勤務があるかを確認するため、『雇用契約書』もしくは『労働条件通知書』のどちらか一方の添付をお願いしております。添付がないと要件を満たしているかの確認が行えず、保険証を発行することができませんので、予めご承知おきください。なお、取得届へのマイナンバーの記載は、すべての方に必要となります。マイナンバーの記載がないと、国の指導により、当組合が費用負担をして中間サーバーからマイナンバーを取得しなければなりませんので、ご理解・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

※添付書類（再掲）

- ①『雇用契約書』もしくは『労働条件通知書』のどちらか一方。
- ②資格取得届への『マイナンバー』の記載